

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号:議員立法)のポイント【資料③】

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■ 目的・基本理念

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名: 婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名: 婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名: 婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則 (主な規定)

第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分 (主な罰則)

第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分 (主な規定)

第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生 (主な規定)

第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)に基づく県基本計画(法定計画)の策定

1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法・令和6年4月1日施行)

【背景】

- 女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化〔生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など〕
- コロナで顕在化した「孤独・孤立対策」の視点も含めた、新たな女性支援強化が喫緊の課題
- 「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法からの脱却、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」など、新たな支援の枠組みを構築

【支援の対象者】

性的被害、家庭状況、地域社会との関係性その他の事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性

【法律のポイント】

- 困難な問題を抱える女性が意思を尊重されながら最適な支援を受けることにより、福祉が増進される体制を整備
- 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資する
- 関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施

【基本方針、基本計画等】

- (厚生労働大臣) 基本方針を策定(令和5年3月末に策定)
- (都道府県) 基本計画を策定(法定計画)

2 県基本計画の概要(国基本方針)

計画期間	5年間(新規：R6年度～R10年度)	
根拠条項	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項	
計画に盛り込む支援の内容・取組	・相談支援 ・一時保護 ・被害回復支援 ・同伴児童等への支援 ・自立支援	・アウトリーチ等による早期の把握 ・居場所の提供 ・日常生活の回復の支援 ・アフターケア

基本計画の構成(イメージ)



具体的施策の展開

① 相談支援の強化充実

② 安全確保

③ 支援体制の確立

④ 関係機関・民間との
連携・協働

⑤ 教育・啓発の推進等

困難な問題を抱える女性を支える5本の柱

<計画の基本方針>

- ・ 基本的な考え方
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援を巡る状況と課題
- ・ 計画体系

(参考) 国が示す構成

第1章 基本的な方針

- ・ 基本的な考え方
- ・ 現状及び課題
- ・ 基本計画

第2章 施策内容に 関する事項

- ・ 支援の内容
- ・ 支援の体制

第3章 施策の実施に 関する重要事項

- ・ その他の支援施策
※ 今後実施予定のもの
- ・ 基本計画の見直し

具体的な支援の内容(例)

- ① アウトリーチ等による早期の把握
- ② 居場所の提供
- ③ 相談支援
- ④ 一時保護
- ⑤ 被害回復支援
- ⑥ 生活の場を共にすることによる支援(生活支援・権利回復支援)
- ⑦ 同伴児童等への支援
- ⑧ 自立支援
- ⑨ アフターケア

支援の体制(例)

- ① 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の体制
- ② 民間団体との連携体制
- ③ 関係機関との連携体制
- ④ 支援調整会議
- ⑤ 教育・啓発
- ⑥ 人材育成・研修
- ⑦ 調査研究等の推進